

児童名
保護者様

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

保育所（園）は児童福祉施設で学校ではありませんが、保健的対応は学校保健安全法に準拠して行われています。そのため、学校保健安全法施行規則に規定されている出席停止期間に準じて、登所（園）停止期間の基準を設けています。病気が治って登所（園）する場合は、右の医師の証明書をいただいて保育所（園）に提出してください。

学校等で予防すべき感染症の種類		登所（園）停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後、1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、症チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医様

----- < き り と り せ ん > -----

証 明 書

*氏 名 _____

病 名「」

がなくなりましたので、 月 日から登所（園）してよいと考えます。

備考

医療機関名

醫師 印

*印は事前に保育所（園）または保護者が記入してください。